



～ 知的財産を守る ～

「じえじえじえ」や「倍返し」, 「今でしょ」といった昨年の流行語をとある企業が商標出願したことが先ごろニュースになっていましたが, 知的財産といわれるものには, このような商標のほかに, 意匠, 著作権, 特許などがあります。これらに共通するのは, 自分達の知的財産について他人の使用を禁止することができるという強力な効果を有する点です。



1 発明の特許権

特許といえば周知のとおり発明に対して与えられる権利です。発明者が登録することにより発生し, 一定の期間当該発明を独占的に使用・流通させることができます。アップル対サムソンの世界各地で行われている訴訟にみられるように, 特許にまつわる紛争は請求額も膨大でかつワールドワイドの様相を呈しています。

2 芸術の著作権

著作権も世間を賑わせることの多い権利ですが, これは創作的, 独創的な表現行為について認められるものです。人とは違った, ありふれていない, 没個性的な創作活動といえればいいわけです。文学, 美術, 音楽などの芸術の分野をカバーしていますが, 特徴的なのは審査や登録といった手続が一切ないので, 創作的な表現をしたその時に権利がいわば「自動的に」発生する点です。

著作権を有する人は他人が自己の著作物を利用することを禁止できるわけですが, 一切利用が認められないのかというところではありません。様々な例外の規定があり, 例えば営利を目的とせず, 私的に著作物を利用することは認められています。

3 商品・サービスには商標権

商標権とは, 登録した商標に類似した商標を, 指定した商品・サービス等に使用することを禁止できる権利です。上の「じえじえじえ」であれば, 菓子類について出願がなされたようです。指定された商品・サービスが異なれば権利行使は認められません。特許等と同様に権利を取得するためには登録が必要となります。

4 デザインは意匠権

物を買う際にみなさんは何を重視しますか。機能面を権利化するのが特許だとすれば, デザイン面を権利化するものが意匠権ということになります。意匠も登録することが必要です。登録の対象となる意匠は, 視覚を通じて美感を起こさせるもの, とされています。「美感を起こさせる」とは何やらハードルが高そうですが, 実務では視覚に訴えかけるものであれば足りると解されているようです。

5 おわりに

情報や物があふれ, 多様な選択が可能となった現代社会の中では知的財産の価値が見直されてきています。それに伴って他人の知的財産を悪用するケースも増えています。紛争を未然に防ぐためにはこれらの制度をうまく活用することが求められているといえますので, 今回ご紹介させていただきました。

(文責 粟津正博)

お問合せ **弁護士法人よつば総合法律事務所**

フリーダイヤル **0120-916-746** info@yotsubasougou.com <http://www.yotsubasougou.jp/>

〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋春番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

受付時間: 午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談



～ 事務所の今後のセミナー予定 ～

2月号のニュースレターでは、当事務所の弁護士による今後のセミナーの予定をお伝えします。

**1 家族で話すHAPPY相続出版記念セミナー**

平成26年3月6日に、弁護士の松村茉莉が「家族で話すHAPPY相続」出版記念セミナーの講師をします。書籍をお持ちの方の受講料は無料です。

2 企業法務セミナー「社長がこれだけは知っておきたい社員対応の全て」

事務所主催の企業法務セミナー「社長がこれだけは知っておきたい社員対応の全て」を3月18日に開催します。先月号のニュースレターに資料を同封しましたが反響が多く、30席の定員はほぼ満席状態となりました(若干残席ございます)。お申込みいただいた皆様ありがとうございました。当事務所では、定期的に企業法務セミナーを今後も開催予定ですのでまたニュースレター会員の皆様には優先してご案内をさせていただきます。

3 第2回企業法務セミナー「取引先とのトラブル防止とクレーマー対策」

平成26年6月に事務所主催の第2回企業法務セミナー「取引先とのトラブル防止とクレーマー対策(仮)」を開催予定です。契約書・債権回収・取引先との交渉術といった相手が企業の場合の効果的な対応方法と、個人相手の取引が多い会社様でクレーマー対策が必要な皆様向けのセミナーとなっています。また開催日程が正式に決まりましたら正式に告知させていただきます。労務問題の第1回企業法務セミナーは開催告知後1か月を待たずにほぼ満席となりましたので、次回セミナーもご案内が届きましたら早めのお申込みをお願いします。

4 交通事故を代理店への不満にさせないためのノウハウ大公開セミナー

まだ日程は未定ですが、2014年中に保険代理店様向けのセミナー「交通事故を代理店への不満にさせないためのノウハウ大公開セミナー」を複数回開催予定です。当事務所の交通事故の知識・経験と、外部の専門家の知識・経験を併せてお話しさせていただく予定です。いつもお話ししていることですが、交通事故は事故直後の初動の対応で2倍、3倍と結果に差が出る人が多いです。また開催日程が正式に決まりましたら正式に告知させていただきます。

(文責 大澤一郎)

お問合せ 弁護士法人よつば総合法律事務所

フリーダイヤル 0120-916-746 info@yotsubasougou.com <http://www.yotsubasougou.jp/>

〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋春番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談